

「障がい者芸術活動支援センター運営業務」企画提案に係る質問への回答

No.	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	該当内容(該当部分抜粋)	質問内容	回答
1	業務仕様書	3	1	4仕様 (2) ア (ウ) 施設・事業所等管理者研修会 b	(ウ) 施設・事業所等管理者研修会 b 1回以上開催すること。開催に当たっては、他の研修会等と併催しても構わないこと。	「開催に当たっては、他の研修会等と併催しても構わないこと」と記載があるが、(ア)ワークショップ、(イ)権利保護研修会など、運営業務で実施する研修会と併催しても問題ないか。	仕様書における「他の研修会等」は、障がい者芸術活動支援センター運営業務内で実施する(ア)ワークショップ、(イ)権利保護研修会等を想定しており、これらの研修会等と(ウ)施設・事業所等管理者研修会を併催することで、障がい者文化芸術の普及啓発に、より効果的に働くことを期待しているものであり、併催しても問題ない。
2							
3							
4							
5							